

# 中川事務所新聞

第71号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【景況感最悪期を脱出】

このほど発表された日銀短観によると、大企業製造業から景況感の改善が進んでいます。大幅な在庫・人員調整が功を奏したと思われます。ただし、中小企業では依然として底に沈んだままとなっており、まだまだ厳しい状況が続きそうです。だからといって経営管理の手綱を緩めないようにしましょう。

### 【交際費の限度額引上げ】

中小企業における税務上の交際費限度額が400万円から60



0万円に引き上げられました。

私が普段見ている限りでは、この時期に400万円もの交際費を使っている会社は皆無です。皆さん一様に減少傾向にあります。ただし、無駄な出費を抑えるのは喜ばしいことですが、本当に必要なものまで切り詰めていないかチェックすることも必要です。縮小一辺倒では将来の芽も育たないので。

### 【セブンイレブンが負けた】

コンビニの見切り販売の是非についての裁判でセブンイレブンが負けました。元コンビニ店長の私としては、感無量のものがあります。

かつて私は今回のような圧倒的強者である本部に楯突いたり、巧妙に仕組まれた会計制度を暴

いたりしました。その結果、トカゲのシippo切りのように私自身が省かれてしまいました。10年の歳月を経て、ようやく私の意見が認められたような気がします。

### 【7月の事務予定】

- ・7月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・5月決算法人確定申告&納税
- ・11月決算法人中間申告&納税
- ・所得税の予定納税
- ・社会保険の算定基礎届
- ・夏季休暇の段取り



## 知ってお得！？法律雑学

Q.空気を盗むと窃盗罪？

A.そこいらにある空気を盗んでも何の罪にもなりません。例えば、アパートの自分の部屋にはエアコンが無く、隣の部屋にはあったとして、暑さに耐えかねて壁に穴を開けて隣の冷気を取り込んだ場合、

窃盗罪が適用される可能性大です。

過去の裁判では、「動かせて、管理できる物を盗ったら、窃盗罪にする」という例があります。空気は簡単に動かされますし、エアコンなどで管理することも可能であり、「財物」に違いありません。今回

の冷気だけでなく、ストーブの温風でも同じことです。

試しに誰かを訴えてみますか？



# 経営談義

## 【値下げと販売個数の関係】

売上の減少に対抗するために値下げをすることは、あり得べき戦略ですが、この戦略を販売個数の観点から眺めてみましょう。

【事例】もともと100個販売していた。このときの粗利益率と値下げによってもとの利益を確保するために必要な増加販売個数の関係は次のようになります。

- ・粗利益率が10%の場合  
値下げ3%→42個  
値下げ5%→100個(倍増)

- ・粗利益率が20%の場合  
値下げ3%→17個  
値下げ5%→33個  
値下げ10%→100個(倍増)
- ・粗利益率が30%の場合  
値下げ3%→11個  
値下げ5%→20個  
値下げ10%→50個  
値下げ15%→100個(倍増)

もとの粗利益率が低い場合、少し値下げしただけで回復に必要な個数が大きくなり、粗利益率が大きい場合はその逆になります。そもそも売上減少時には個数の減少も伴っているため、少しばかりの値下げでそれをまかなう個数の増加は見込み薄ということになります。

また、一度値下げしてしまうと、買い手にとってはそれ

が当たり前の価格になってしまい、値下げ効果の希薄化と共に更なる値下げ圧力が強まって悪循環に陥ります。これを避けるため、例えば飲食店ではクーポン券の利用が値下げより効果を発揮します。

値下げや値引き、不良品の金額は一つ一つは少額なことが多いのですが、個数に置き換えるとその影響の大きさが実感できます。安易な戦略や気合の足りない管理で自らの首を絞めることの無いように気をつけましょう。



娘の第一回志望校調査がありました。今の時期ならどこでも書けばいいと思うのですが、家族会議でも結論が出ませんでした。町内の父親たちに聞くと、どこも家族会議で大変だったようです。

週末の夜に姫路駅界隈で友人と食事をしようとしたら、どこも満席で数店目でやっと食事がありました。靴を買おうとマリリンピア神戸に行ったら、客が多過ぎて2km移動するのに車で1時間かかりました。景気がすべて悪いわけではないようです。

おひさね

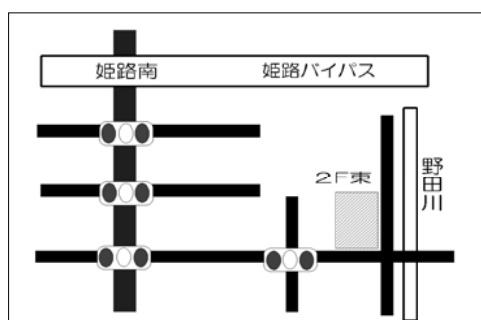
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp